



# 空き家のお悩み、 役場に聞かせて下さい。

**裏面も要チェック！**

全国的に問題となっている空き家の増加は、高齢化や人口・世帯数の減少によって、今後さらに深刻化していくことが予想され、湧別町内にも約200件もの空き家が存在していることが判明しています（令和4年度湧別町空き家所有者へのアンケート調査結果）。

自分の持っている空き家のことや近所の空き家のこと、空き家に関するお悩みを抱えている方は、まずは役場にご相談ください。

**相談窓口はこちら**

**湧別町役場企画財政課**

**未来づくりグループ（空き家対策担当）**

TEL：01586-2-5862 / FAX：01586-2-2511 / MAIL：kikaku@town.yubetsu.lg.jp

# 大切なお知らせです

## ① 空き家関連制度をご活用ください。

湧別町では、空き家の解体、空き家の相続手続きや残置物処分、賃貸住宅として活用するための改修工事の支援補助を行っています。また、町が運用する空き家バンクでは、申込を受けた空き家や空き地の情報を、町ホームページ等で発信し流通を図っています。各制度の活用をお考えの方は、まずは役場にご相談ください。（資料1）※対象となる方や物件には要件があります。

## ② 相続登記が義務化になります。

現在、未登記の不動産が多数存在し、所有者が分からず、公共事業や再開発を進めることが難しい状況となっていることから、令和6年4月1日以降、相続登記の申請について義務化となります。正当な理由もなく登記をしないときは、10万円以下の過料の適用対象となりますので、まだ登記が済んでいない建物・土地がある場合はお早めにご対応ください。（資料2）

## ③ 空き家の管理はできていますか。

空き家の損壊や倒壊等によって周辺の建物や通行人等に損害を与えた場合には、所有者等に過失がなくても損害賠償責任を負わなければなりません。月に1度、少なくとも四半期に1度は点検を行いましょう。遠方にお住まいで管理が難しい場合は、民間の管理サービスを使うことも1つの手です。「不動産」が「負動産」にならないよう、適切な管理を定期的に行いましょう。

### 【相談窓口】

湧別町役場企画財政課

未来づくりグループ（空き家対策担当）

TEL：01586-2-5862 / FAX：01586-2-2511

MAIL：kikaku@town.yubetsu.lg.jp

# 空き家の補助制度をご検討ください

湧別町では、不用な空き家の解体・処分、空き家の相続手続きや残置物処分、賃貸用として活用するための改修工事の支援補助を行っています。詳しくは町公式ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

## 「解体」の補助 (令和5年度～令和7年度)

空き家等の除却費用を補助します。対象となる経費は、建物の解体、処分、整地費等、除却に必要な費用とします。(建物内や敷地内の残置物の除去、アスベスト調査費、消費税は含まれません。)

空き家の除却の種類	補助額
国の基準で「不良住宅」と認められる空き家の除却	最大100万円
跡地を地域のために利用するための空き家の除却	最大100万円
上記以外の空き家の除却	個人:最大50万円 法人:最大30万円

【補助の名称】  
空き家除却支援事業  
補助金



町公式ホームページ

## 「相続登記」「家財処分」の補助

空き家の相続登記及び、家財道具や家電等の残置物処分に係る費用を補助します。

対象となる費用	補助額
相続登記に係る司法書士への報酬、登録免許税等	最大5万円
残置物の処分・空き家の清掃、収集運搬/リサイクル料金等	最大10万円

※申請順に交付決定を行うため、予算が無くなった時点で申請受付を終了します。

【補助の名称】  
空き家流通促進事業  
補助金



町公式ホームページ

## 「賃貸住宅化」の補助 (令和5年度～令和7年度)

空き家を賃貸住宅へ転用するための空き家取得や改修工事の費用を補助します。

対象となる費用	補助額
空き家を賃貸住宅として活用するための空き家の取得費や改修工事費	最大100万円
上記で、町外業者による施工や、空き家の取得のみの場合	最大50万円

※申請順に交付決定を行うため、予算が無くなった時点で申請受付を終了します。

※工事後は台所と水洗トイレ、浴室を備え、浄化槽または公共下水道に接続されている必要があります。

【補助の名称】  
空き家賃貸住宅化  
支援事業補助金



町公式ホームページ

### ご注意

補助事業に関して、事前の申請・審査が必要となり、交付決定前の事業着手は認められません。また、対象となる建物等の要件がありますので、町公式ホームページでご確認ください。

お問い合わせ先: 湧別町 企画財政課 未来づくりグループ(空き家対策担当)

TEL:01586-2-5862 / FAX:01586-2-2511 / MAIL:kikaku@town.yubetsu.lg.jp

# その他、空き家に関する制度等のご紹介

湧別町では、空き家解消のため様々なサポートを実施しています。ぜひお問い合わせください。

## ■町に貸していただける空き家を募集します

町外に住まれている方や、町内に住まれて日が浅い方などでお住まいを探されている方向けの住宅として、町が借上げた空き家を「**移住促進住宅**」として整備します。

移住促進住宅は、**町が空き家を11年間借上げ、その空き家を全面的に改修し、所有者に代わり賃貸を行う住宅**です。

### ○応募できる空き家

- ・居住用の住宅で、現在空き家であること
- ・現在の所有者と登記上の所有者が同一であること

### ○応募できる所有者

- ・応募しようとする空き家の所有者
- ・町へ納付すべき税や使用料等の滞納がない方
- ・空き家の周辺の住民と係争等の問題がない方
- ・暴力団員でない方
- ・町に空き家を貸与し、町が第三者に転貸することに同意できる方

### ○空き家を貸し出すメリット

- ・賃貸できる状態まで、町が改修を行います
- ・管理の手間と費用がかかりません
- ・借上げ期間終了後は、売買や賃貸が可能になります



町公式ホームページ

【お問い合わせ先】 湧別町 企画財政課 未来づくりグループ(空き家対策担当) Tel:01586-2-5862

## ■「住まいの情報バンク」をご活用ください

### 「住まいの情報バンク」とは？

「住まいの情報バンク」は、空き家を売却又は賃貸したい人(所有者等)と、空き家を購入又は賃借したい人をマッチングするための制度で、移住促進、定住人口の増加、地域の活性化を図っています。

住まいの情報バンクに登録した物件情報は、町のホームページ等に掲載し、広く情報発信します。

売買等の交渉・契約等は当事者間で実施していただきます。

### 【お問い合わせ先】

湧別町 企画財政課 未来づくりグループ(空き家対策担当)  
Tel:01586-2-5862



町公式ホームページにて、詳しい制度の紹介や、売却・賃貸に登録されている物件を見ることが出来ます。



町公式ホームページ

## ■湧別町×(株)ジチタイアドの官民連携事業

### 空き家のお悩みを解決する総合サービス「akisol(アキソル)」

湧別町では、令和4年10月に株式会社ジチタイアドと空き家に関する官民連携協定を締結しました。下記のような空き家のお悩みをお持ちの方は「akisol(アキソル)」へご相談ください。

遠方に住んでいて  
**管理**できていない

売れない空き家・空き地を  
**手放し**たい

使う予定がなく  
**解体**したい

何をすればいいか  
**分からない**



0120-772-135

相談窓口:(株)ジチタイアド akisolカスタマーサポート  
受付時間:平日9時~18時

運営会社:株式会社ジチタイアド 所在地:福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル7F HP:https://akisol.jp/



# 所有者不明土地<sup>(※)</sup>の解消に向けて、 不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

## 令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化<sup>(※)</sup>されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！  
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、**法務局のホームページ**をご覧ください
- 相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください



新制度について  
詳しくは、以下の  
二次元コードか、  
「法務省 所有者不明」  
で検索！





令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？  
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります

それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが**、重要です

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



相続登記の申請って大変じゃないの？  
どのような手続きをとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）



相続登記について、更に知りたいときは  
どうすればいいのか？

A

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（**予約制**）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）



- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

- **専門家（司法書士・弁護士）に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）



日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）

